平成２１年（フ）第１６１８号
福岡県大野城市白木原２丁目10番７―202号
岩崎第２ビル
債務者　内藤　貴司
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３１号
福岡市中央区福浜２丁目６番４―449号
債務者　木村　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３２号
福岡市南区長丘２丁目26番60号
債務者　宮前　敬一
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３３号
福岡市南区長丘２丁目26番60号
債務者　宮前ふじえ
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３６号
福岡市早良区内野１丁目２番46―202号
債務者　森　　範之
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３７号
福岡市博多区光丘町２丁目２番39号
債務者　鞍垣　伸幸
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６４２号
福岡県筑紫野市湯町３丁目２番12号　ジュラクⅢ215号
債務者　畑　　正浩
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６５５号
福岡市中央区赤坂３丁目13番３号
債務者　山田美惠子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６５６号
福岡市南区長住３丁目30番402号
債務者　高野　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７４号
福岡市南区五十川２丁目25番10号
債務者　横山　聖美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６９２号
福岡県大野城市下大利３丁目11番３号　タチバナハイツ101号
債務者　松崎　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７００号
福岡県福津市東福間８丁目２番23―402号
債務者　廣渡真由美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７０４号
福岡市博多区築港本町３番24―508号
債務者　白澤　秀真
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７０６号
福岡市南区大平寺１丁目47番６―212号
債務者　吉富　一男
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７０８号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬５番302号
債務者　古野　　昭
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７０９号
福岡市中央区草香江２丁目11番19―106号
債務者　秀島　　潤
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１１号
福岡市東区城浜団地33番103号
債務者　前田　勝久
1　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１８号
福岡市南区横手４丁目18番35号
債務者　三浦　篤志
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部